

JCSS とは？

マスコミ等において、BSE、鶏インフルエンザ、O157 等の問題から食品関連で「トレーサビリティ」という用語が広く使われています。本来は、「測定のトレーサビリティ」として現場の計測器から上位標準、国家計量標準までの繋がりを示す用語として使られてきました。日本では、「測定のトレーサビリティ」を計量法に基づくトレーサビリティ制度として保証しています。

計量法に基づくトレーサビリティ制度は、**計量標準供給制度**と**校正事業者登録制度**から構成されています。計量標準供給制度は、独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した指定校正機関が、**国家計量標準**（一次標準：特定標準器等又は特定標準物質）を用い JCSS 登録事業者に対し計量

標準の供給（校正等）を行う制度です。一方、校正事業者登録制度は、経済産業大臣から権限を与えられた審査登録機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下、認定センターという）が、計量法第 143 条第 1 項に基づきある特定の校正分野における能力を審査して登録する制度です。校正事業者登録制度による登録基準は **ISO/IEC 17025** であり、登録された校正機関（JCSS 取得機関）は「**登録事業者**」と呼ばれ、登録された範囲内の校正等を行ったときは JCSS 標章付校正証明書を発行することができます。

JCSS におけるトレーサビリティ制度のシステムは、図 4 のようになります。

登録事業者は、国家計量標準にトレーサブルな校正を行う事業者であり、認定センターにより ISO/IEC 17025 に基づく審査を受けているので品質マネジメントシステムに加えて技術的事項においても一定の能力が保証された信頼のおける事業者です。

日本でも定着した ISO 9000 シリーズ、ISO 14001 をはじめ、ISO/TS 16949 や ISO 22000 等を含む各種マネジメントシステム規格では、国家計量標準にトレーサブルである証拠として、校正証明書の他に、トレーサビリティ体系図及びトレーサビリティ証明書を揃えなくてはなりません。一方、**JCSS 標章付校正証明書** は、それだけで国家標準にトレーサブルであることを対外的に証明することができます。また、新 JIS マーク表示制度や試験事業者登録制度（JNLA 制度）においても ISO/IEC 17025 を満たすことが求められおり、JCSS の必要性・需要が増加しています。

また、JCSS 審査機関である認定センターが国際相互承認（MRA）に署名したことにより、MRA 対応の認定シンボル付き JCSS 校正証明書は輸出国側の校正結果を輸入国側で受け入れる際の判断材料になります。

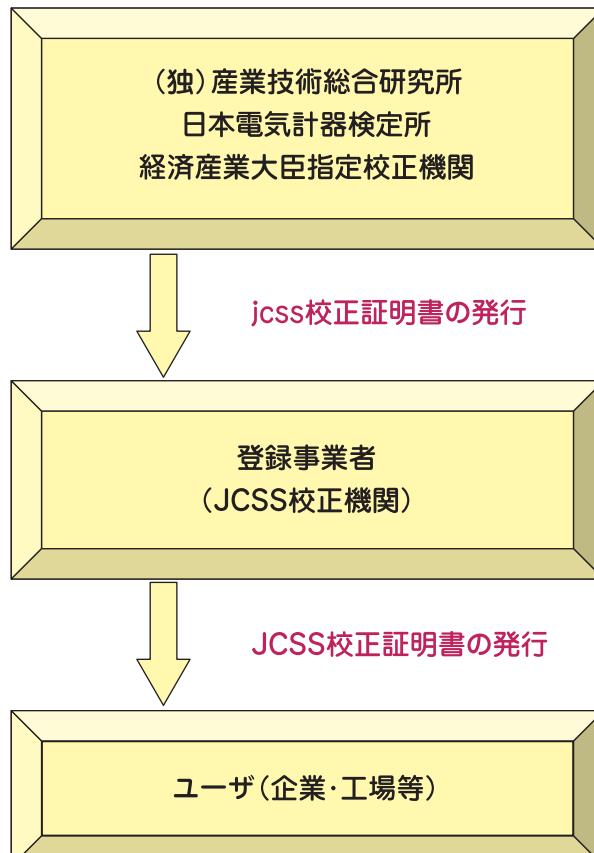


図4 JCSSにおける
トレーサビリティ制度のシステム